

兵庫県公報

平成24年3月6日 火曜日 第2368号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う明石市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 消費生活協同組合法に基づく知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（消費生活課）	2
○ 兵庫県卸売市場整備計画（第10次）の策定（消費流通課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 平成元年兵庫県告示第347号（特別保護地区内の軽微な工作物の指定）の一部改正（自然環境課）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	13
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	14
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	14
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	14
○ 同 上（同）	15
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	15
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	16
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	16
○ 落札者等の公示（管理課）	18
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	18
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	19
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立考古博物館）	19
正 誤	
○ 平成12年3月28日付け兵庫県公報第1145号中	20

告 示

兵庫県告示第260号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大久保町 谷八木	堂 田	1017の1の一部	大久保町 谷八木	口 北 野
	ウ テ ヒ	1063の1の一部 1063の5	大久保町 谷八木	高 尺
		1073の1の一部 1075から1077までの各一部 1078 1086から1090までの各一部	大久保町 谷八木	口 北 野
		1085の一部 1089の一部 1090の一部	大久保町 谷八木	奥 北 野
	口 北 野	1097の1の一部	大久保町 谷八木	ウ テ ヒ
1106の1の一部 1106の2		大久保町 谷八木	堂 田	
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。</p> <p>また、大久保町谷八木字ウテヒ1063の6に隣接する大久保町谷八木字高尺の水路である公有地の全部は、大久保町谷八木字ウテヒに編入する。</p>				

備考 地番は、平成23年10月31日現在の地番である。



兵庫県告示第261号

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第50条の5の規定により、共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を次のように定める。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第50条の5の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）第4条の2に規定する基準とする。



兵庫県告示第262号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、兵庫県卸売市場整備計画を定めた。

その概要は以下のとおりとし、詳細は、兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課及び各県民局に備え置いて一般の縦覧に供する。

なお、平成18年兵庫県告示第482号（兵庫県卸売市場整備計画（第9次）の策定）は、廃止する。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第1 計画の目標年度

この計画の最終目標年度は平成32年度とし、平成27年度を中間目標年度、平成20年度を基準年度とする。

第2 計画事項

- 1 卸売市場の現状と卸売市場をめぐる情勢
- 2 めざす姿の実現に向けた課題と解決のための取組
- 3 流通圏の設定と卸売市場の整備方針
- 4 卸売市場の整備・運営に関する留意事項



兵庫県告示第263号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
清水新田土地改良区	集落基盤整備事業	清水新田地区	平成24年 3月 6日から 同 月26日まで	明石市役所



兵庫県告示第264号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
山崎土地改良区	平成24年 2月23日



兵庫県告示第265号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成24年 2月21日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	小東野地区	平成24年 3月 6日から 同 月26日まで	神 戸 市 西 区 役 所



兵庫県告示第266号

平成元年兵庫県告示第347号(特別保護地区内の軽微な工作物の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第8条ノ8第5項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第7項」に改める。

4中「法第8条ノ8第5項」を「法第29条第7項第4号」に、4(1)中「法第8条ノ8第5項」を「法第29条第7項」に、4(7)中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「による放送」を「による基幹放送」に、「有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送施設」を「有線

テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備」に、4(8)中「国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3」を「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項」に改める。



兵庫県告示第267号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市北区有野町有野字東ヶ辻4418の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東ヶ辻4418の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第268号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神崎郡市川町上瀬加字屋長寺1731の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋長寺1731の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡市川町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第269号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場

明石市大久保町西脇152

工場長 大 内 直

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場

明石市大久保町西脇152

(3) 特定施設に関する事項

種 類		10号口 洗浄施設 (No. 1)	10号口 洗浄施設 (No. 2)		
能 力		600個/分	600本/分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 23時間	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～7	2	5.8～6.8	5.8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150	150	7以下	7
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150	150	7以下	7
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2	2	2	2
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1	1	17	17

備考 既設特定施設を廃止するとともに一部の汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

10号口 洗淨施設 (No. 3)		10号口 洗淨施設 (No. 4)		10号口 洗淨施設 (No. 5)		10号口 洗淨施設 (No. 6)	
20.5m ³ /回		同 左		23m ³ /回		220個/分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
0時~24時 4.5時間		同 左		同 左		0時~24時 23時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
7~12	12	7~12	12	7~12	12	2~7	2
414	414	414	414	414	414	150	150
414	414	414	414	414	414	150	150
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	2	2
0.4	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
0	20.5	0	20.5	0	23	1.3	1.3

10号口 洗淨施設 (No. 7)		10号口 洗淨施設 (No. 8)		10号口 洗淨施設 (No. 9)		10号口 洗淨施設 (No. 10)	
220本/分		20.5m ³ /回		同 左		23m ³ /回	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		0時~24時 4.5時間		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
2~7	2	7~12	12	7~12	12	7~12	12
100以下	100	414	414	414	414	414	414
7以下	7	414	414	414	414	414	414
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
2	2	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
0.1	0.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
13.7	13.7	0	20.5	0	20.5	0	23

10号口 洗浄施設 (No. 11)		10号口 洗浄施設 (No. 12)		10号ニ ろ過施設 (No. 1)		10号ニ ろ過施設 (No. 2)	
310L/分		同 左		300L/分		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		0時~24時 23時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
7~12	12	7~12	12	6~7	6	6~7	6
300	300	300	300	5,000	5,000	5,000	5,000
300	300	300	300	5,000	5,000	5,000	5,000
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
4.5	4.5	4.5	4.5	2	2	2	2
0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
28	28	28	28	0	0.05	0	0.05

10号ニ ろ過施設 (No. 3)		10号ニ ろ過施設 (No. 4)	
440 L/分		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
6～7	6	6～7	6
5,000	5,000	5,000	5,000
5,000	5,000	5,000	5,000
10以下	10	10以下	10
2	2	2	2
0.1	0.1	0.1	0.1
0	0.05	0	0.05

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年3月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第270号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 トクセン工業株式会社
 小野市住吉町南山1081
 代表取締役社長 金井宏実
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 トクセン工業株式会社
 小野市住吉町南山1081
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	61号ニ 焼入れ施設	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設			
能 力	鋼線3.4t/時	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	4~7	3~8	4~7	3~8
	生物化学的酸素要求量(単位 mg/L)	5	10	5	10
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	5	10	5	10
	浮遊物質(単位 mg/L)	20	30	20	30
	窒素含有量(単位 mg/L)	20	50	20	50
	りん含有量(単位 mg/L)	1	5	1	5
	ほう素及びその化合物(単位 mg/L)	5	15	5	15
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/L)	2	5	2	5	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	50	70	250	340
--	----	----	-----	-----

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量に増減はなく、鉛の汚染状態のみ減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年3月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ



兵庫県告示第271号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 多木化学株式会社
 加古川市別府町緑町2番地
 取締役本社工場長 安東 誠
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 多木化学株式会社本社工場
 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設	27号ヌ 廃ガス洗浄施設			
能 力	7 m ³ /時	600m ³ N/時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時~17時 9時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~5	4~5	7~8	8~9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	100	20	30
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	30	40	50	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下
	りん含有量 (単位 mg/L)	50	100	0.1以下	0.1以下

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川三田線	加古川市上荘町国包字町並64番1から 同 市上荘町国包字東河原42番2まで	旧	5.0から 7.0まで	15.0	
		新	6.0から 8.0まで	15.0	



兵庫県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西 脇 市	東播都市計画地区計画	上比延工場公園地区地区計画



兵庫県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画道路	3. 5. 4号新長田南側線ほか1路線
同 市	神戸国際港都建設計画公園	3. 3. 20号新湊川公園
同 市	神戸国際港都建設計画緑地	5号真陽緑地
宝 塚 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
川 西 市	阪神間都市計画道路	3. 4. 917号矢間畦野線
高 砂 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	



兵庫県告示第277号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業施行期間

変更前 昭和63年 2月 16日から平成24年 3月 31日まで

変更後 昭和63年 2月 16日から平成26年 3月 31日まで

- 2 変更認可の年月日
平成24年 2月22日



兵庫県告示第278号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成11年12月24日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成11年12月24日から平成26年 3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成24年 2月22日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人レーシック難民オフ会
 - イ 代表者の氏名 木 田 智 史
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園町1番82号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、レーシックによる後遺症患者への情報提供、情報交換会開催事業を行い、その精神的な支援を行うとともに、就労能力の低下や高額治療費負担等で経済的に不安を抱える患者に義援金を提供する事業を行うことで経済的な支援を行い、広く保健、医療又は福祉の増進及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人Sky and Seaこれからの高齢者を支える会
 - イ 代表者の氏名 渋谷 昌 史
 - ウ 主たる事務所の所在地 三木市吉川町山上142番地の3
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高額な葬儀費用を準備することが困難な市民に対し、非営利事業として葬儀全般の相談事業や低額での葬儀を宗教・宗派に偏らない中立な立場により、紹介、支援する事業を行い、社会的弱者の文化的で快適な生活と福祉の増進及び、消費者の保護に寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人FIC
 - イ 代表者の氏名 生 田 万里子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区北落合1丁目1番320—506号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、女性と子供に対して自立と自由と自信の獲得を支援する事業を行い、女性と子供の幸せと明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年2月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人成年後見・こうべかぞくねっと・きずな

イ 代表者の氏名 高野 國 昭

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区若葉台1丁目1番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者等に対して、成年後見制度に関する事業を行い、知的障がい者等の権利擁護に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年2月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みもぎ

イ 代表者の氏名 高橋 瑞 枝

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番4—302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・介護者が要介護状態になった人達に対して、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう配慮した介護支援に関する事業を行い、地域住民の皆様に貢献し、福祉・介護の向上に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年2月22日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人稲美町体育協会

イ 代表者の氏名 井上 貢

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町森安81番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対してスポーツ振興に関する事業を行い、全ての人が、心身ともに健康で、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成24年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 試験日時

(1) 二級建築士試験

学 科 の 試 験 平成24年7月1日（日）

10:00～13:00（3時間）学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）

14:10～17:10（3時間）学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験 平成24年9月9日(日)
11:00～16:00(5時間)

(2) 木造建築士試験

学科の試験 平成24年7月22日(日)
10:00～13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
14:10～17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

設計製図の試験 平成24年10月14日(日)
11:00～16:00(5時間)

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 同 上

(2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学
設計製図の試験 同 市同区学園西町3-1 流通科学大学

3 受験資格

建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成24年3月31日(土)午前10時から同年4月6日(金)午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

ウ 手数料

所定の額をセンター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。
なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の配布

平成24年4月2日(月)から同月16日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。ただし、4月14日(土)及び同月15日(日)は受験申込書の受付場所においてのみ配布する。)の間、社団法人兵庫県建築士会本部及び各支部において、午前9時30分から午後5時まで(ただし、4月16日(月)については、午前9時30分から午後4時まで)配布する。

イ 受付場所及び受付期間

兵庫県私学会館206号室 神戸市中央区北長狭通4-3-13

平成24年4月9日(月)から同月16日(月)まで(土曜日及び日曜日を含む。)

受付時間は、午前10時から午後5時まで

ウ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成22年又は平成23年の試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行うこと。

エ 受験申込方法

原則として本人が持参することとし、郵送による受付は行わない(証明書類の確認をするため。)。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書(直接持参できない旨を証明するもの)又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。

なお、郵送の場合は、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受験票返送用封筒を同封の上、必ず書留速達で提出すること(申込受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

オ 手数料

所定の額をセンター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局に払い込み、その際発行される

振替払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。

なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。

5 合格発表

(1) 合格発表日

ア 二級建築士試験

学 科 の 試 験 平成24年8月21日(火)頃

設計製図の試験 同 年12月6日(木)頃

イ 木造建築士試験

学 科 の 試 験 平成24年9月4日(火)頃

設計製図の試験 同 年12月6日(木)頃

(2) 発表の方法

合格者の受験番号を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示するとともに、受験者全員に可否の判定結果を通知し、不合格者には併せて成績を通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成24年6月6日(水)頃から兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示するとともに、上記2の学科の試験場所においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

7 受験についての問合せ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課管理係

電話 (078) 341-7711 内線 4715

社団法人兵庫県建築士会

電話 (078) 327-0885



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月6日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

固定型モニタリングポスト 5台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成24年2月6日

4 落札者の名称及び住所

日立アロカメディカル株式会社神戸営業所 神戸市兵庫区須佐野通3丁目3番9号

5 落札金額

22,464,750円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成23年12月27日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会

を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月 6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表篠山市の項中

「

	今田まちづくりセンター	篠山市今田町今田新田14-1
--	-------------	----------------

」

を

「

	今田まちづくりセンター	篠山市今田町今田新田14-1
	西紀高齢者コミュニティセンター（五葉会館）	篠山市宮田113

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月 6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表篠山市の項中

「

	古市コミュニティ消防センター	篠山市波賀野字田ノ口ノ坪682-2
--	----------------	-------------------

」

を

「

	古市コミュニティ消防センター	篠山市波賀野字田ノ口ノ坪682-2
	西紀高齢者コミュニティセンター（五葉会館）	篠山市宮田113

」

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 3月 6日

契約担当者
兵庫県立考古博物館長 石 野 博 信

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立考古博物館で使用する電気 予定電力量 6,327,510キロワット時(3年間)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立考古博物館 加古郡播磨町大中1丁目1-1
- 3 落札者を決定した日
平成24年 2月17日

- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額(税抜)
80,350,740円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年12月16日

正 誤

○平成12年3月28日付け（兵庫県公報第1145号）

兵庫県告示第445号（平成元年兵庫県告示第347号（特別保護地区内の軽微な工作物の指定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	上から8	砂防法（昭和30年法律第29号）	砂防法（明治30年法律第29号）
	上から15	法令の海上における励行	海上における法令の励行
	上から17	第12条	第120条